

# 横浜市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会

## 会 議 次 第

日 時 令和5年3月30日(木) 午後2時から  
場 所 横浜市役所 18階共用会議室(なみき18・19)

### 1 議題

「アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設設置許可申請」に伴う生活環境の保全について

### 2 その他

#### 配付資料

- ・資料－1 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
- ・資料－2 産業廃棄物処理施設設置許可申請書
- ・資料－3 施設設置に係る手続きの流れ
- ・資料－4 「アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業」説明資料
- ・資料－5 「横浜市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会運営要綱」

## 施設設置に係る手続きの流れ

## 1 これまでの手続き及び今後の予定

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設設置許可申請	
令和4年12月	12月28日 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設設置許可申請書 受付
令和5年2月	一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧について <ul style="list-style-type: none"> <li>2月3日 横浜市報にて告示、同日、計3か所にて縦覧開始（縦覧場所）</li> <li>資源循環局一般廃棄物対策課及び産業廃棄物対策課</li> <li>鶴見区役所区政推進課</li> <li>神奈川区役所区政推進課</li> </ul>
令和5年3月	3月3日 縦覧期間終了 3月17日 当該一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者からの意見書の提出期間終了
令和5年3月	横浜市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会の開催
令和5年5月	一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設設置許可（予定）

## 2 その他関係部署における主な手続きについて

## (1) 横浜市環境影響評価条例

第2分類事業に該当し、令和4年1月の判定の結果、方法書以降の手続きは不要

## (2) 建築基準法第51条ただし書き（都市計画審議会）

令和4年9月に建築基準法第51条ただし書き許可取得

## 3 縦覧件数及び意見書について

縦覧場所	縦覧件数	合計
一般廃棄物対策課及び 産業廃棄物対策課	3	3
鶴見区役所区政推進課	0	
神奈川区役所区政推進課	0	

意見書件数（のべ数）	意見数（のべ数）
0	0

※廃掃法では、一部の施設（焼却施設、PCBの分解施設など）では、上記のように申請書の縦覧、意見書の受付（利害関係者が意見書を提出することができる）、有識者からの意見を聞くことが必要となります。

# 横浜市廃棄物処理施設 生活環境影響調査専門委員会

令和5年3月

場所：横浜市役所 会議室

アサヒプリテック株式会社  
横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業

NO.	内容
1	事業計画
2	施設計画
3	維持計画
4	生活環境影響調査

アサヒプリテック株式会社



# 1. 事業計画

# 1-1 事業計画の背景

当社の環境保全事業は、全国規模で産業廃棄物の適正処理および再資源化を行っています。様々な品目に対応できる設備、国内すべての自治体において収集運搬許可を有し、全国で事業を展開しています。

この度の事業計画は、廃棄物発電焼却施設を新設し、廃棄物の燃焼時の廃熱を利用した廃棄物発電による温室効果ガスの排出削減、更なる廃棄物の適正処理を推進していくことを目的としています。



# 1-2 事業者概要

事業者名	アサヒプリテック株式会社		
所在地	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町2-1番地		
設立	1952年7月		
代表者	代表取締役 中西 広幸		
売上高	174,787百万円（2022年3月期）		
事業内容	産業廃棄物処理およびその他の環境保全、貴金属リサイクル		
資本金	44億8,081万7,500円	従業員	1,149名（2/1時点）
事業所 関係会社	<p>&lt;環境保全事業&gt; 国内拠点 工場：茨城、川口、横浜、戸塚、寒川、神戸、北九州、鹿児島 営業所：札幌、仙台、北関東、関東、横浜、湘南、静岡、名古屋、北陸、神戸、岡山、広島、北九州、鹿児島、沖縄</p> <p>関係会社 JWケミテック株式会社、日本ケミテックロジテム株式会社、富士炉材株式会社、DXE株式会社（2022年6月1日時点）</p>		

## 2. 施設計画

## 2-1 施設計画概要

設置場所	横浜市鶴見区大黒町18-46
敷地面積	14,923.12平方メートル
処理施設の種類	焼却施設（一般廃棄物及び産業廃棄物） シアン化合物の分解施設（産業廃棄物）
処理する廃棄物の種類	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）
	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、紙くず、木くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、感染性産業廃棄物
	一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を含む） 産業廃棄物と同一性状のもの※
処理能力	90トン/日（24時間）（3.75トン/時間）
処理方式	焼却方式（ロータリキルン・ストーカ+固定床式） 高温熱分解方式（一体型の施設になります）
運転時間	24時間/日 300～330日/年
余熱利用	発電能力：1,650kW（最大） 余剰電力は売電他

※本施設で処理出来るものに限る

# 2-2 計画地位置図

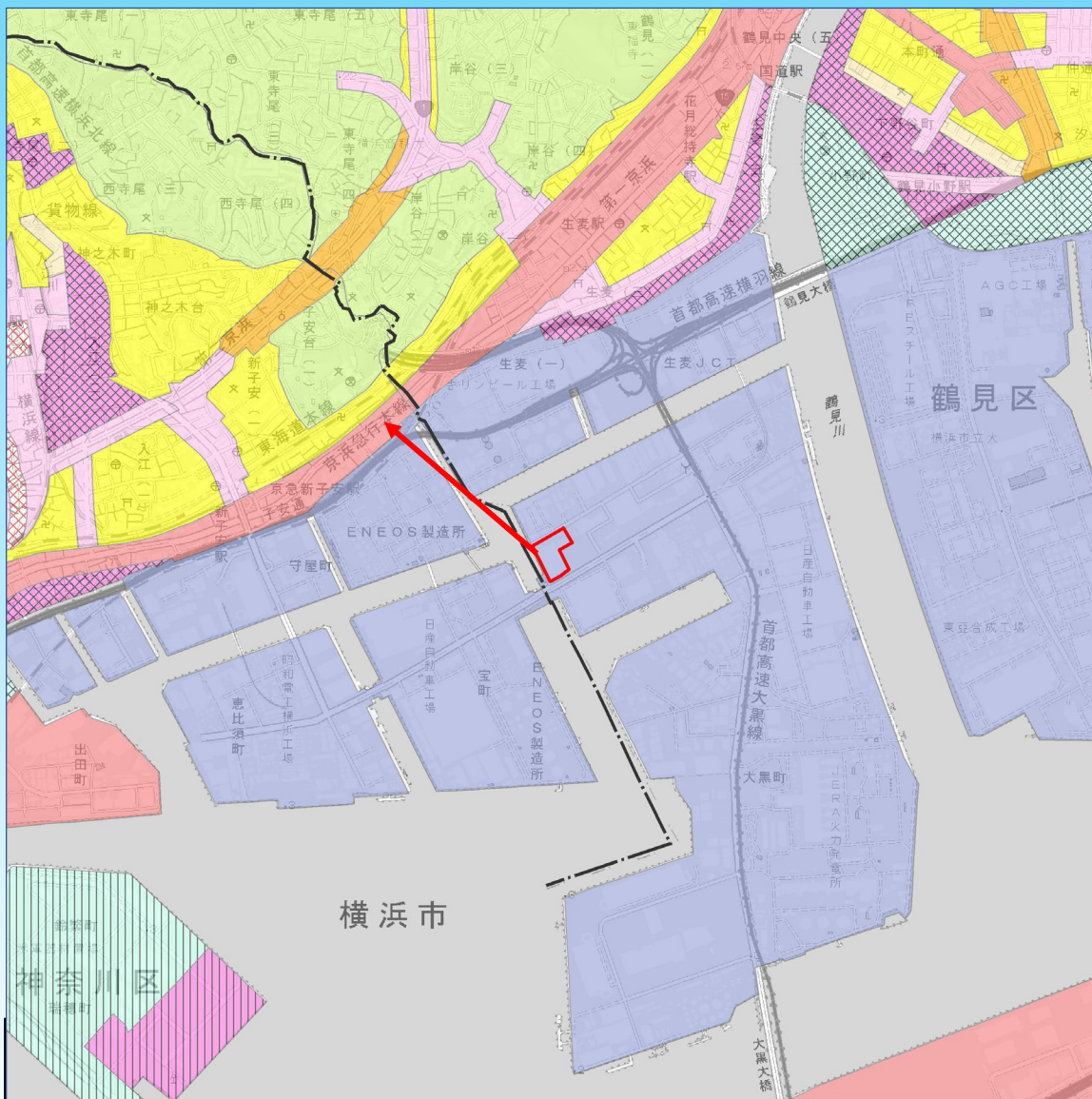


凡例  : 計画地     : 区界

**【概要】**  
 用途地域：工業専用地域  
 臨港地区：工業港区



# 2-3 位置図



計画地の用途地域は  
工業専用地域であり、  
計画地の周囲全てが工業専  
用地域となっています。  
最も近い住居まで約700m離  
れています。

## 凡例

- 計画地
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 商業地域(第6種高度地区)
- 準工業地域(第5種高度地区)
- 準工業地域(第7種高度地区)
- 工業地域(第5種高度地区)
- 工業地域(第7種高度地区)
- 工業専用地域

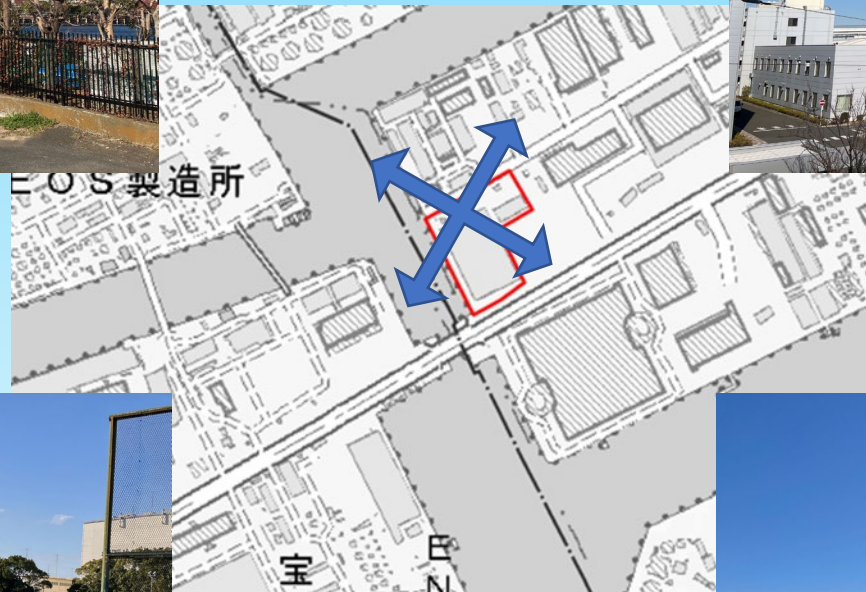
用途地域の指定状況

# 2-4 計画地の状況














# 2-5 周辺の状況



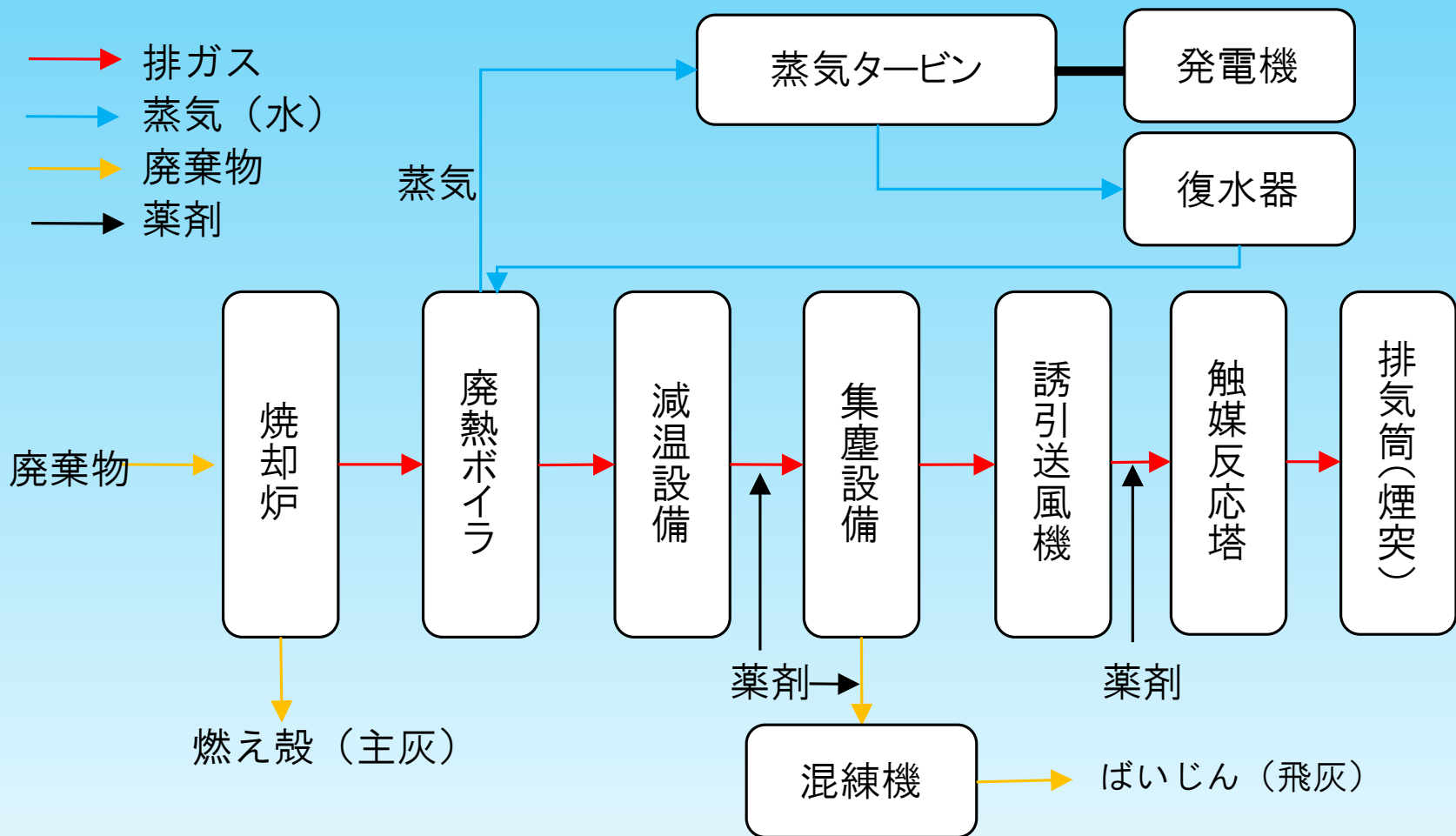
# 2-6 施設配置計画 (簡易図)



**凡例**

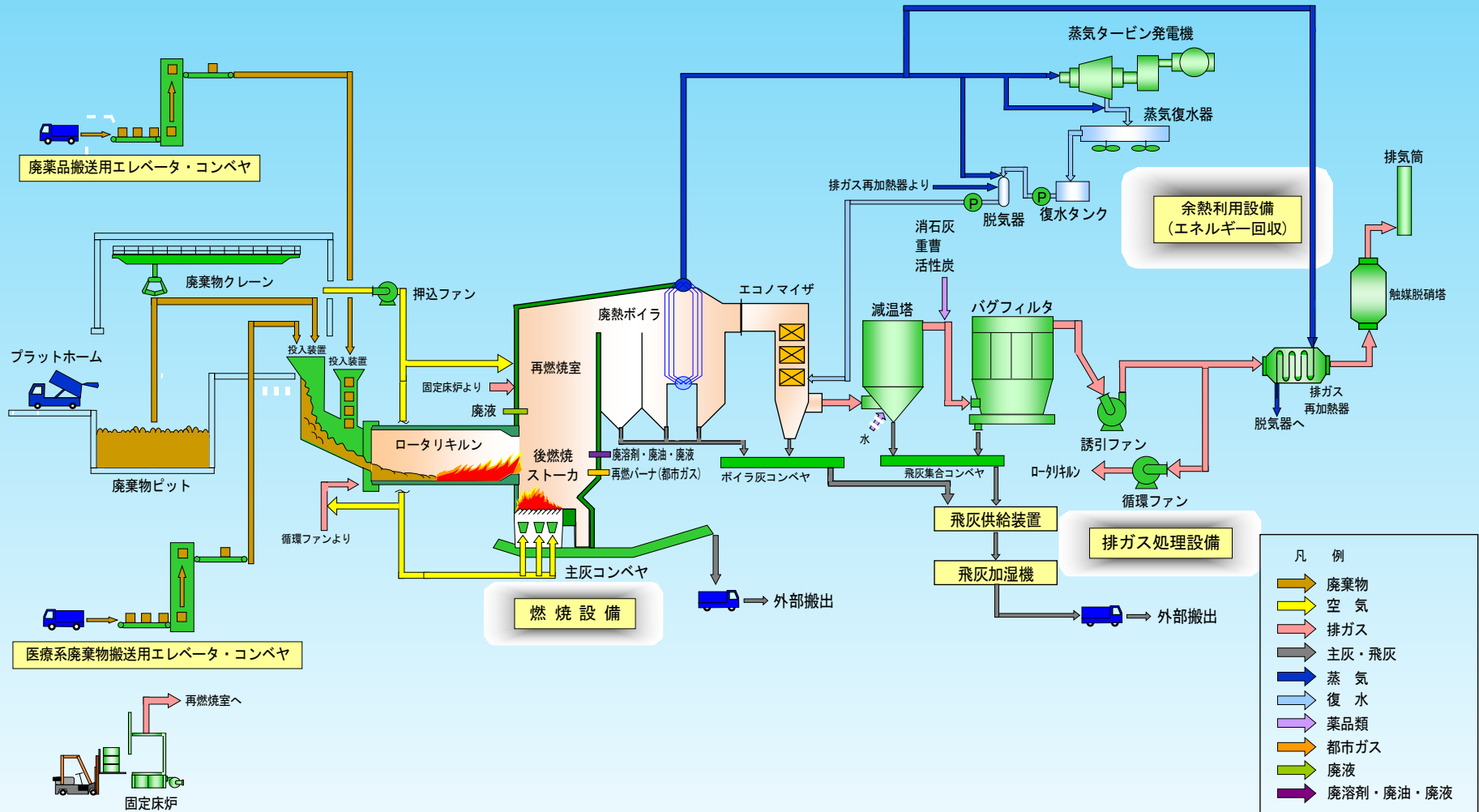
	: 計画地		: 解体
	: 建物-既設		: 建物-新設
	: 屋外施設-既設		: 屋外施設-新設
	: 搬入出車両スペース		
	: 緑地		: 搬入出口

## 2-7 廃棄物発電焼却施設のフロー概要



- 廃棄物を焼却する際に発生する廃熱を利用し、発電を行います。
- 発電した電力は工場内で利用するだけでなく、余剰電力は、売電或いは地域利用など有効活用を検討します。

# 2-8 焼却処理・排ガス処理・発電の工程



# 3. 維持計画

### 3-1 排ガス諸元・維持管理値と法令等規制値

排ガス諸元 (単位)	諸元
排ガス量 (湿) ( $m^3_N/h$ )	39,694
排ガス温度 ( $^{\circ}C$ )	200
排気筒高さ (m)	35
排気筒口径 (m)	0.91

排ガス諸元の詳細については、4-10に記載します。

有害物質 (単位)	維持 管理値	法令等 規制値
硫黄酸化物 (ppm)	42	104
窒素酸化物 (ppm)	80	250
ばいじん ( $g/m^3_N$ )	0.028	0.08
塩化水素 ( $mg/m^3_N$ )	46	700
ダイオキシン類 ( $ng-TEQ/m^3_N$ )	1	1
水銀 ( $\mu g/m^3_N$ )	30	30
一酸化炭素 (ppm)	100	100



## 3-2 騒音・振動・悪臭の維持管理値と法令等規制値

### 【騒音】 地点：敷地境界

時間区分	騒音レベル（デシベル）	横浜市規制基準
朝	59dB	75dB
昼	59dB	75dB
夕	59dB	75dB
夜間	58dB	65dB

### 【振動】 地点：敷地境界

時間区分	振動レベル（デシベル）	横浜市規制基準
昼間	65（64.6）dB	70dB
夜間	65（64.6）dB	65dB

### 【悪臭】 地点：敷地境界

臭気指数	横浜市規制基準
15未満	15

# 3-3 運転監視・測定項目

## 【監視項目】

項目	場所	監視内容	頻度
処理量（投入量）	計量器、ごみクレーンなど	時間あたりの投入量	日報、月報
排ガス温度	燃焼室、再燃焼室、集じん機入口、排気筒	温度計による燃焼状態などの管理	連続
排ガス濃度	排気筒よりサンプリングし、排ガス計で濃度管理	一酸化炭素、酸素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素	連続

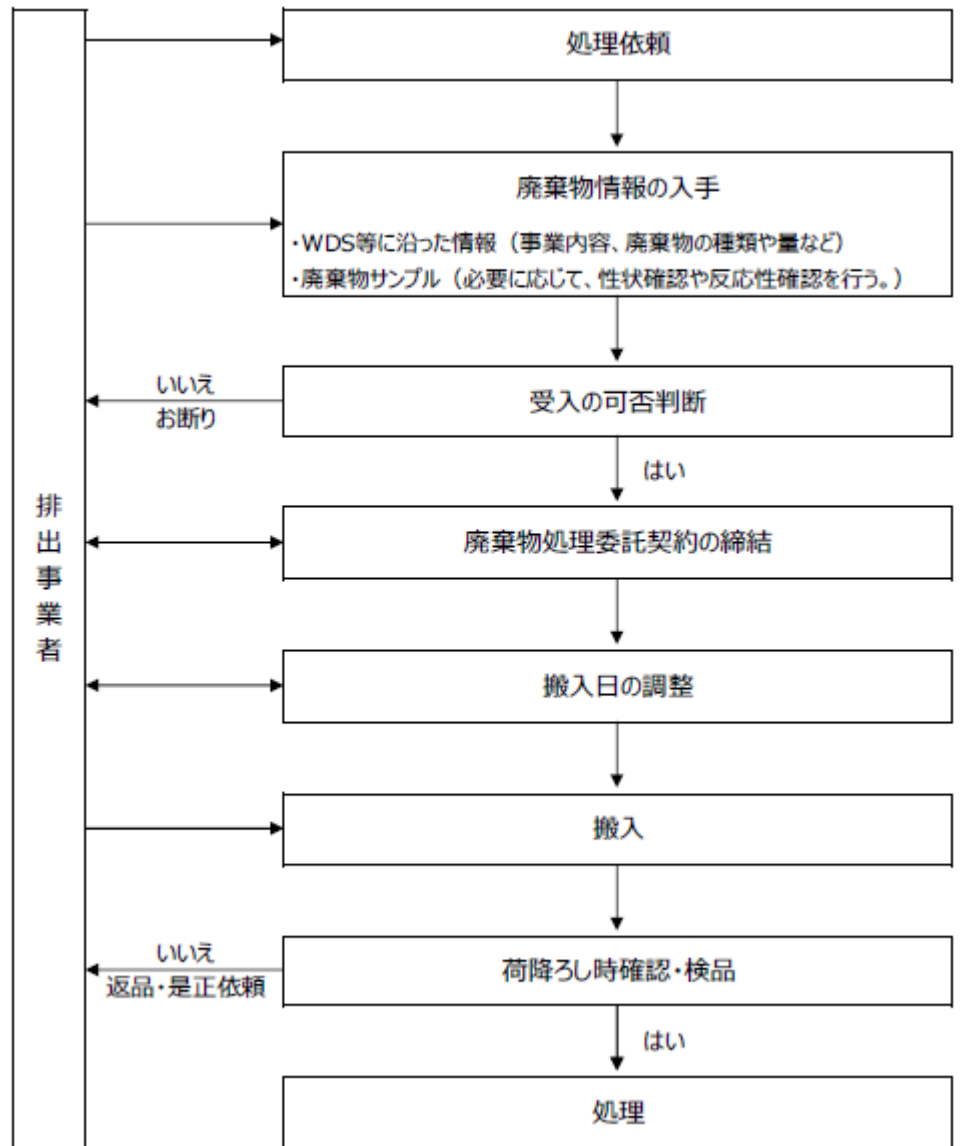
## 【測定項目】

項目	場所	監視内容	頻度
排ガス性状	排気筒	ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、水銀炭化水素系特定有害物質、排煙指定物質	1回/6か月
		硫黄酸化物	1回/2か月
		ダイオキシン類	1回/1年
		一酸化炭素	常時
残渣物	灰だし設備	焼却灰、飛灰の熱灼減量、埋立基準に定める金属等の溶出値	1回/1年 または必要時
生活環境項目	敷地境界	騒音、振動、悪臭、浄化槽や雨水監視柵の水質における自主測定	1回/1年



# 3-4 受入管理

## 【相談→契約】



## 【搬入→処理】

①廃棄物の搬入準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>日程や車両手配</li> <li>排出元と収集運搬業者の調整</li> </ul>
②廃棄物の搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量・マニフェスト伝票の受領</li> <li>契約内容との照合</li> </ul>
③廃棄物の確認及び荷卸し	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入された廃棄物の品目、荷姿などの確認</li> </ul>
④廃棄物の処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状に応じた処理ラインで処分</li> <li>マニフェスト管理</li> </ul>
⑤処分完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニフェストの返送</li> <li>燃え殻、ばいじんの確認や埋立処分等の実施</li> </ul>

# 3-5 運転管理

項目	運転管理
施設の立上、立下運転時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転開始時は助燃装置（ガスバーナ等）を作動させ、炉温を速やかに上昇させる。</li> <li>・ 運転停止時は助燃装置（ガスバーナ等）を作動させ、廃棄物を燃焼し尽くした後、停止させる。</li> </ul>
廃棄物の投入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の投入量は、時間当たりの処理能力（3750kg/h）を超えないように行う。</li> <li>・ 各廃棄物の投入量は、燃焼状況、熱負荷、排ガス性状を監視し、決定する。</li> </ul>
燃焼管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃焼ガスの温度を850℃以上に保ち、滞留時間は2秒以上確保する。</li> <li>・ シアン化合物の熱分解時は炉内温度を920℃以上に保つ。</li> <li>・ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるよう、燃焼を行う。</li> <li>・ 排ガス冷却設備（減温塔）を設置し、集じん器（バグフィルタ）に流入する燃焼ガスを200℃以下に冷却する。</li> </ul>
測定・記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃焼室、集じん器（バグフィルタ）入口に温度計を設置し、連続測定を行い記録する。</li> <li>・ 排ガス計を設置し、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の連続モニタリングを行い、自主管理値を設け超過しないように監視し、記録する。</li> </ul>
運用管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定常作業、非定常作業における作業手順書を作成し、教育を含め運用する。</li> <li>・ 点検表に基づく日常点検、週間点検、月次点検、年次点検を行う。</li> <li>・ 緊急時対応手順書を作成し、定期的な教育訓練を行う。</li> <li>・ 作業手順の改定、周知教育、予防・再発防止対策を行う。</li> </ul>

# 3-6 安全管理

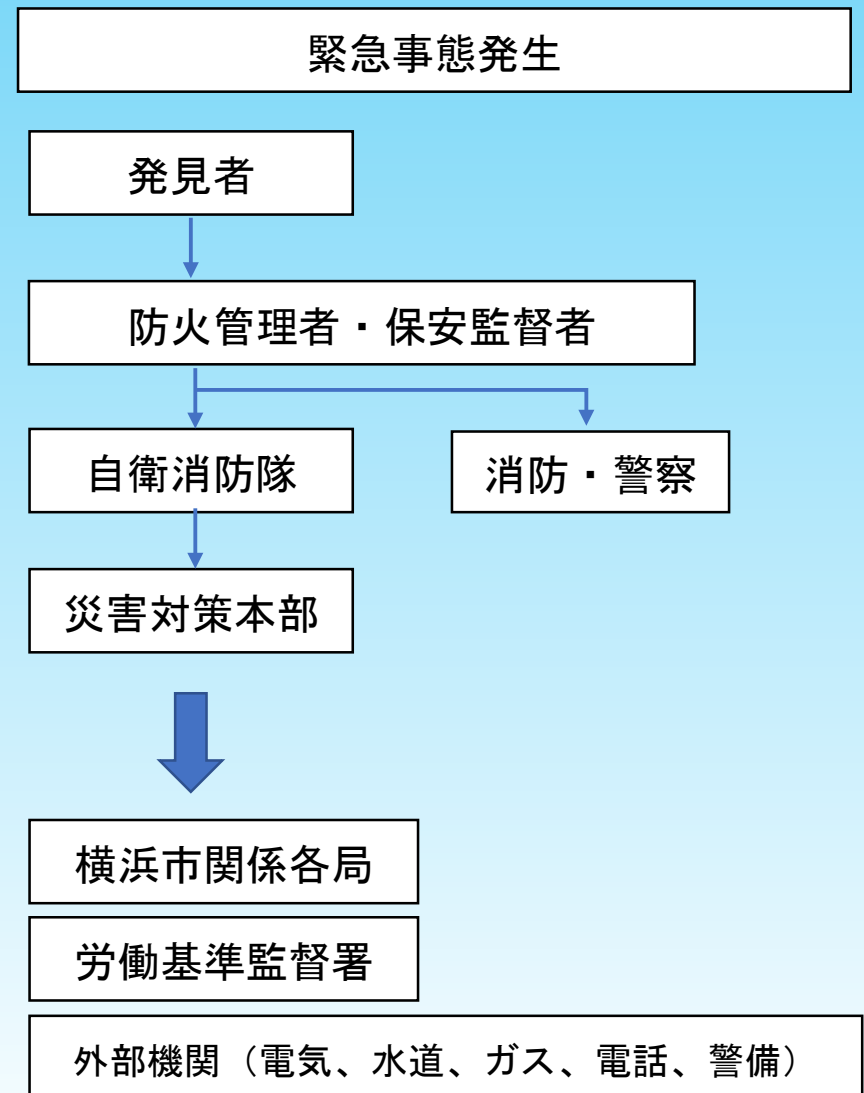
【安全管理体制組織図】



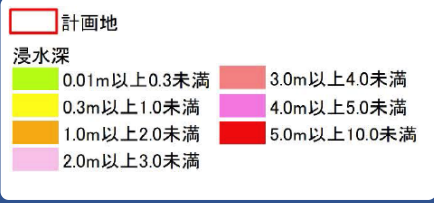
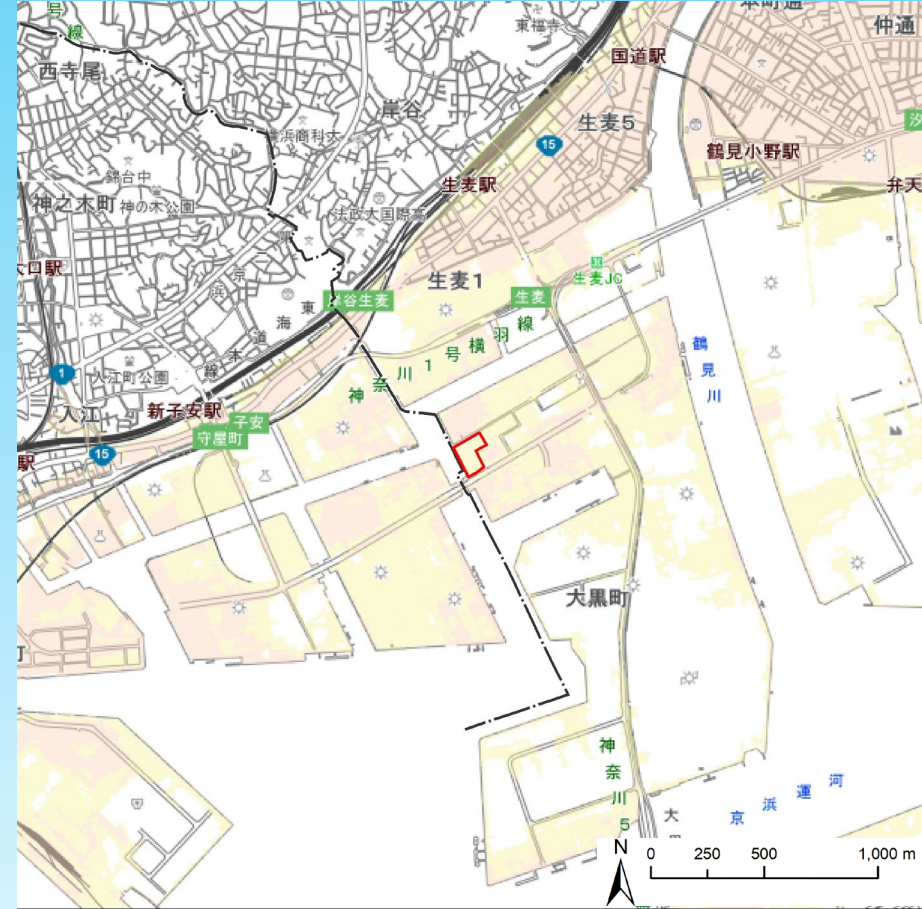
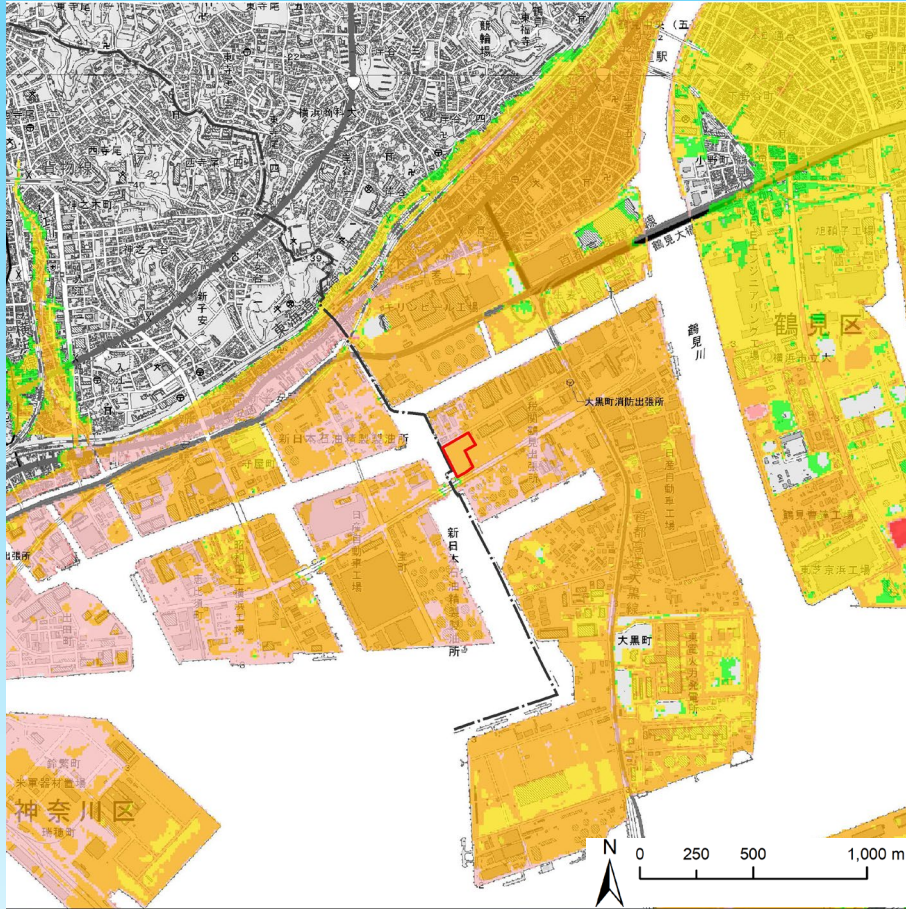
## 運営内容

- 安全管理表の策定と実行
- 安全、災害、衛生に関する予防対策、手順書の運用管理
- 再発防止策の検討と実行
- 定期パトロール
- 防災訓練 など

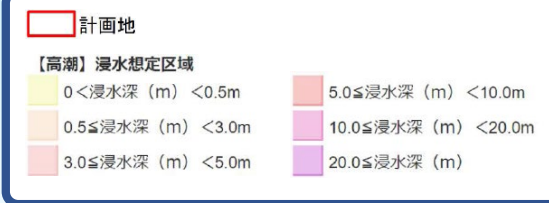
【緊急時連絡体制】



# 3-7 災害の想定



津波浸水想定図において、計画地の浸水深は、1.0m以上2.0m未満と想定されています。高潮浸水想定区域の指定において、計画地の浸水深は、0m以上0.5m未満と想定されています。



高潮浸水想定区域

津波浸水想定



## 3-8 災害対策について

### ■ 地震対策

- 建設においては、建築基準法を遵守し、耐震安全性に基づく設計、建設を行います。
- 焼却施設に感震計を設置し、緊急対応が必要な地震検知（震度5強相当）において、稼働機器を安全に自動停止する機能を設けます。
- 従業員への防災教育、訓練を計画的に実施します。

### ■ 浸水対策

- 供給棟はスロープを設け廃棄物ピットが浸水、流出しない高さに嵩上げします。
- 屋外廃棄物保管はタンクや密閉容器で保管し、流出対策を講じます。
- 新設する建物や倉庫の出入口やシャッターには、脱着式止水板や止水シートの設置が可能となる設計を検討します。
- 受電設備や電気室は、建物上階に設置します。
- 蒸気タービンや発電機、廃熱ボイラ、減温設備、集塵設備などの重要な機器、設備は、浸水しない高さまで基礎や架構を設けます。

## 3-9 情報の公表等

項目	公開事項	公開方法	頻度
会社概要	法人、代表者、資本金、事業内容、社内組織、人員配置、許可証の写し	産廃情報ネット 当社ホームページ	変更の都度
施設及び処理の状況	運搬施設・処理施設の概要 (車両台数、施設の種類、施設の能力など)	産廃情報ネットを利用	変更の都度
	設置許可証の写し 事業場ごとの処理工程図		変更の都度
	産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程		変更の都度
	直近3年間の廃棄物の受入量、処分量、残渣処分量	産廃情報ネットを利用 事業所への備置	毎月
	直近3年間の処理施設の維持管理の状況※		毎月
財務諸表	前年、前々年、前々々年の財務諸表	当社ホームページ（連結） 産廃情報ネット	1年に1回以上

※焼却施設の排ガスについては、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、一酸化炭素などの測定結果は、結果を得られた日の属する月の翌月末日（測定毎）に開示します。

## 4. 生活環境影響調查

# 4-1 生活環境影響調査 現地位置図



【計画地】

用途地域：工業専用地域

臨港地区：工業港区

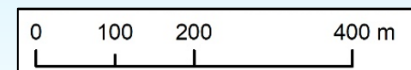
凡例



計画地



区界





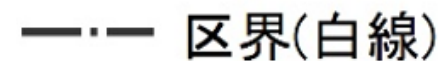
# 4-1 生活環境影響調査 現地位置図



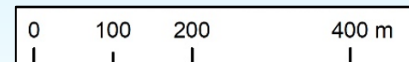
## 凡例



計画地



区界(白線)



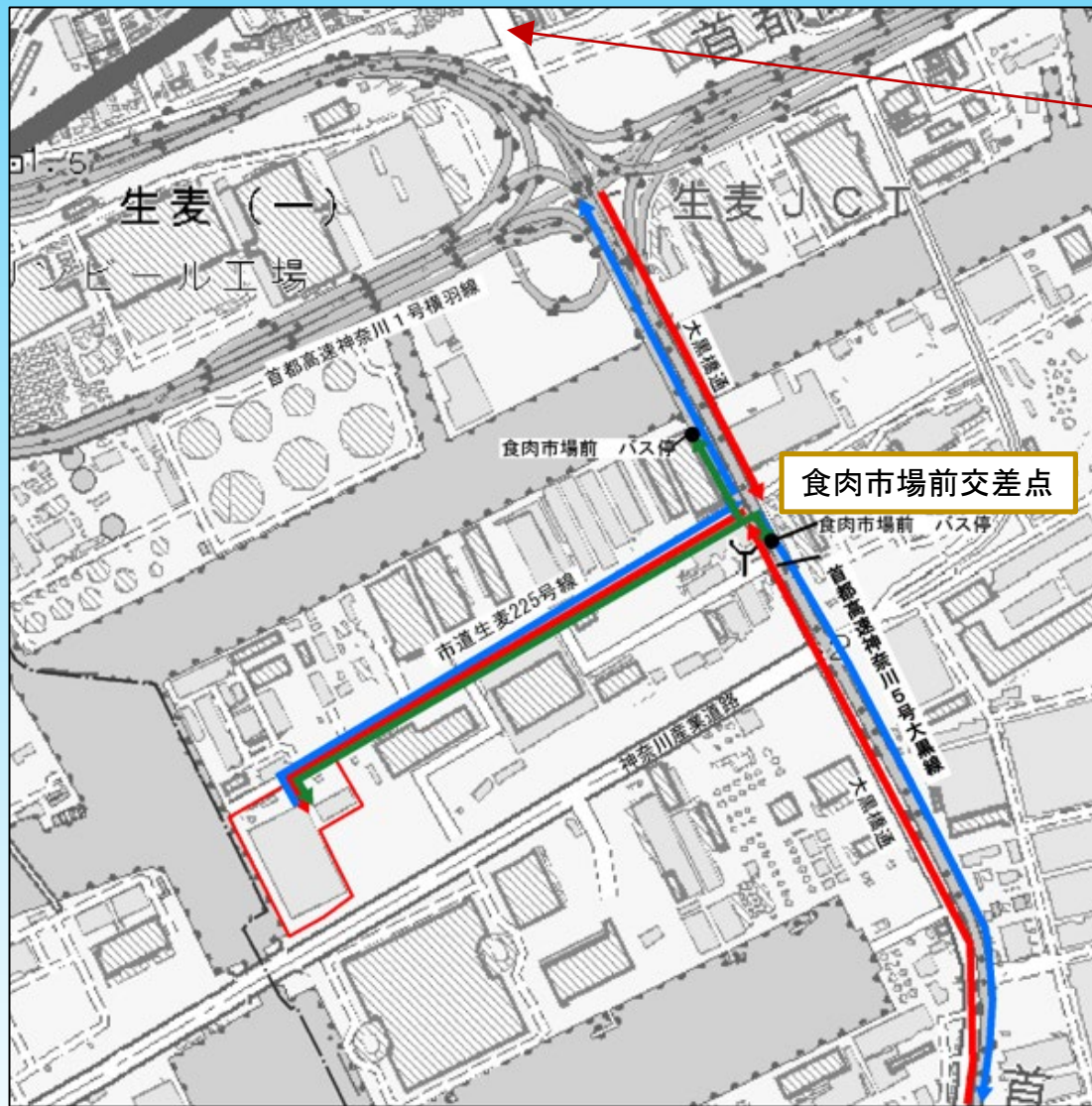
## 4-2 計画地とその周辺の状況







# 4-4 搬入出車両計画



鶴見区生麦三丁目  
 神奈川県道6号東京大師横浜線  
 上下線合計約2万台/日(二輪含む)  
 約13,500台/昼12時間

## 凡例

- : 計画地
- : 搬入ルート
- : 搬出ルート
- : 歩行者動線

項目	搬入出台数 (片道)
現在	90台/日
減少	65台/日
増加	50台/日
合計 (想定)	75台/日

# 4-5 生活環境影響調査 調査項目の選定

## 選定した生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因					
	生活環境影響調査項目	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○			
		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○			○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○			○
		塩化水素 (HCl)	○			
		ダイオキシン類	○			
		その他必要な項目 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、水銀)	○			
	騒音	騒音レベル			○	○
	振動	振動レベル			○	○
悪臭	特定悪臭物質濃度、 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○	
水環境	水質	化学的酸素要求量 (COD)		×		
		浮遊物質 (SS)		×		
		ダイオキシン類		×		
		シアン化合物		×		
		その他必要な項目		×		

注) ○ : 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の標準項目のうち、生活環境影響調査項目として選定した項目  
 × : 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の標準項目のうち、影響を及ぼす可能性が無い又は非常にわずかであるため調査項目として選定しない項目。

# 4-6 生活環境影響調査項目 選定理由

調査項目		環境影響要因	選定した理由	
大気環境	大気質	煙突排ガスの排出	○	焼却施設の排気筒（煙突）排ガスによる影響が考えられるため。
		廃棄物運搬車両の走行	○	廃棄物運搬車両の走行に伴い自動車排ガスによる影響が考えられるため。
	騒音	施設の稼働	○	施設の稼働に伴う騒音の影響が考えられるため。
		廃棄物運搬車両の走行	○	廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の影響が考えられるため。
	振動	施設の稼働	○	施設の稼働に伴う振動の影響が考えられるため。
		廃棄物運搬車両の走行	○	廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の影響が考えられるため。
	悪臭	煙突排ガスの排出	○	施設の稼働に伴い発生する排気筒（煙突）排ガスの排出により、周辺地域に影響を及ぼす可能性があるため。
		施設からの悪臭の漏洩	○	施設からの悪臭の漏洩により、周辺地域に影響を及ぼす可能性があるため。

注) ○：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の標準項目のうち、生活環境影響調査項目として選定した項目

## 4-6 生活環境影響調査項目 除外理由

調査項目		環境影響要因	選定しない理由	
水環境	水質	施設排水の排出	×	<p>焼却施設からの排水や、洗車排水、床清掃排水は、減温設備での蒸発や焼却処理等を行うことにより、公共用水域への施設排水が無いため。</p> <p>また、生活排水は合併浄化槽で処理したうえで、公共用水域に放流するため。</p>

注) × : 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の標準項目のうち、影響を及ぼす可能性が無い又は非常にわずかであるため調査項目として選定しない項目。



# 4-7 大気質調査範囲と一般環境大気測定局の位置



## 【概要】

用途地域：工業専用地域  
 臨港地区：工業港区

## 凡例

□ 計画地

--- 区界

国土地理院 電子地形図25000を使用し、計画地等の情報を加筆して作成



# 4-8 大気汚染常時監視測定局における測定結果

## 大気質測定結果（鶴見区生麦小学校局）

	項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.016	0.019	0.018	0.017	0.016
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	1
	日平均値が0.06ppmを超えた割合	%	0	0	0	0	0.3
	日平均値の年間98%値	ppm	0.031	0.041	0.042	0.037	0.038
	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
	98%値評価による環境基準の適否（適○ 否×）	-	○	○	○	○	○

	項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.020	0.020	0.019	0.018	0.018
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた割合	%	0	0	0	0	0
	日平均値の2%除外値	mg/m <sup>3</sup>	0.048	0.047	0.047	0.047	0.045
	長期的評価による環境基準の適否（適○ 否×）	-	○	○	○	○	○

	項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
シンダイオキシン類	年平均値（複数回の測定値の平均値）	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	-	-	0.017	-	-
	環境基準の適否（適○ 否×）	-	-	-	○	-	-

出典：「平成28年度～令和2年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」横浜市環境創造局

# 4-8 大気汚染常時監視測定局における測定結果

## 大気質測定結果（鶴見区潮田交流プラザ局）

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	とその割合	%	0	0	0	0	0	
	短期的評価による環境基準の適否（適○否×）	-	○	○	○	○	○	
	日平均値の2%除外値	ppm	0.007	0.008	0.008	0.007	0.004	
	長期的評価による環境基準の適否（適○否×）	-	○	○	○	○	○	
項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.020	0.020	0.018	0.018	0.016	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	とその割合	%	0	0	0	0	0	
	日平均値の年間98%値	ppm	0.040	0.043	0.042	0.039	0.039	
	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	98%値評価による環境基準の適否（適○否×）	-	○	○	○	○	○	
項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.018	0.018	0.018	0.017	0.016	
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた割合	%	0	0	0	0	0	
	日平均値の2%除外値	mg/m <sup>3</sup>	0.042	0.044	0.044	0.043	0.040	
	長期的評価による環境基準の適否（適○否×）	-	○	○	○	○	○	
項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
水銀	年平均値	ng/m <sup>3</sup>	2.0	1.6	1.3	1.5	1.8	
項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
有害大気汚染物質	ベンゼン	年平均値	μg/m <sup>3</sup>	0.91	0.81	0.78	0.94	0.57
		環境基準の適否（適○否×）	-	○	○	○	○	○
	トリクロロエチレン	年平均値	μg/m <sup>3</sup>	0.76	0.41	0.61	0.56	0.57
		環境基準の適否（適○否×）	-	○	○	○	○	○
	テトラクロロエチレン	年平均値	μg/m <sup>3</sup>	0.20	0.13	0.18	0.16	0.29
		環境基準の適否（適○否×）	-	○	○	○	○	○
	ジクロロメタン	年平均値	μg/m <sup>3</sup>	1.0	1.4	1.5	1.5	0.10
		環境基準の適否（適○否×）	-	○	○	○	○	○

# 4-9 現地調査結果

## 大気質測定結果（鶴見区岸谷二丁目公園）

	単位	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
二酸化硫黄	ppm	0.001	0.007	0.002
二酸化窒素	ppm	0.016	0.060	0.034
浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.016	0.070	0.043

	単位	期間平均値
塩化水素	μg/m <sup>3</sup>	0.3
水銀	ng/m <sup>3</sup>	2.2

	単位	期間平均値
ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.010

	単位	期間平均値
ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	1.2
トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	1.0
テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.18
ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	1.8

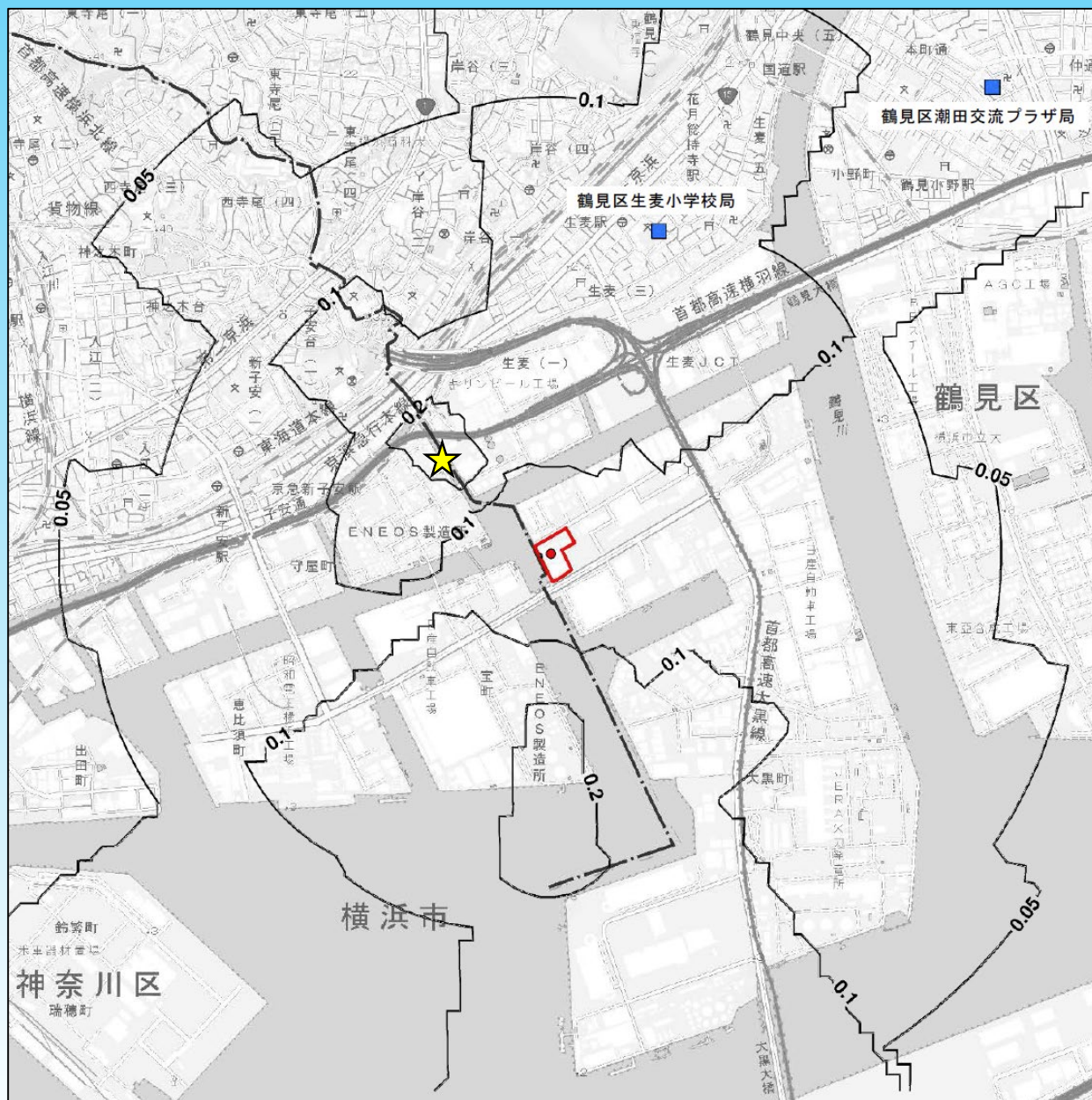
- 四季各1週間の測定結果を示す。
- 定量下限値未満の場合は定量下限値の1/2の値を用いて算出した。

# 4-10 煙突排ガス条件（排ガス諸元）

項目		単位	諸元
排気筒（煙突）	高さ	m	35
	内径（出口側）	m	0.91
設計排ガス量	湿り	$m^3_N/h$	39,700
	乾き	$m^3_N/h$	33,500
排ガス速度		m/s	29.4
排ガス温度		°C	200
設計酸素濃度		%	12.5
排出濃度 12%換算値	硫黄酸化物	ppm	88
	窒素酸化物	ppm	80
	ばいじん	$g/m^3_N$	0.028
	塩化水素	$mg/m^3_N$	46
	ベンゼン	ppm	10
	トリクロロエチレン	ppm	50
	テトラクロロエチレン	ppm	50
	ジクロロメタン	ppm	50
	ダイオキシン類	$ng-TEQ/m^3_N$	1.0
	水銀	$\mu g/m^3_N$	30

注：諸元は、最大連続負荷時の値である。

# 4-1-1 大気質長期濃度予測結果（二酸化硫黄）



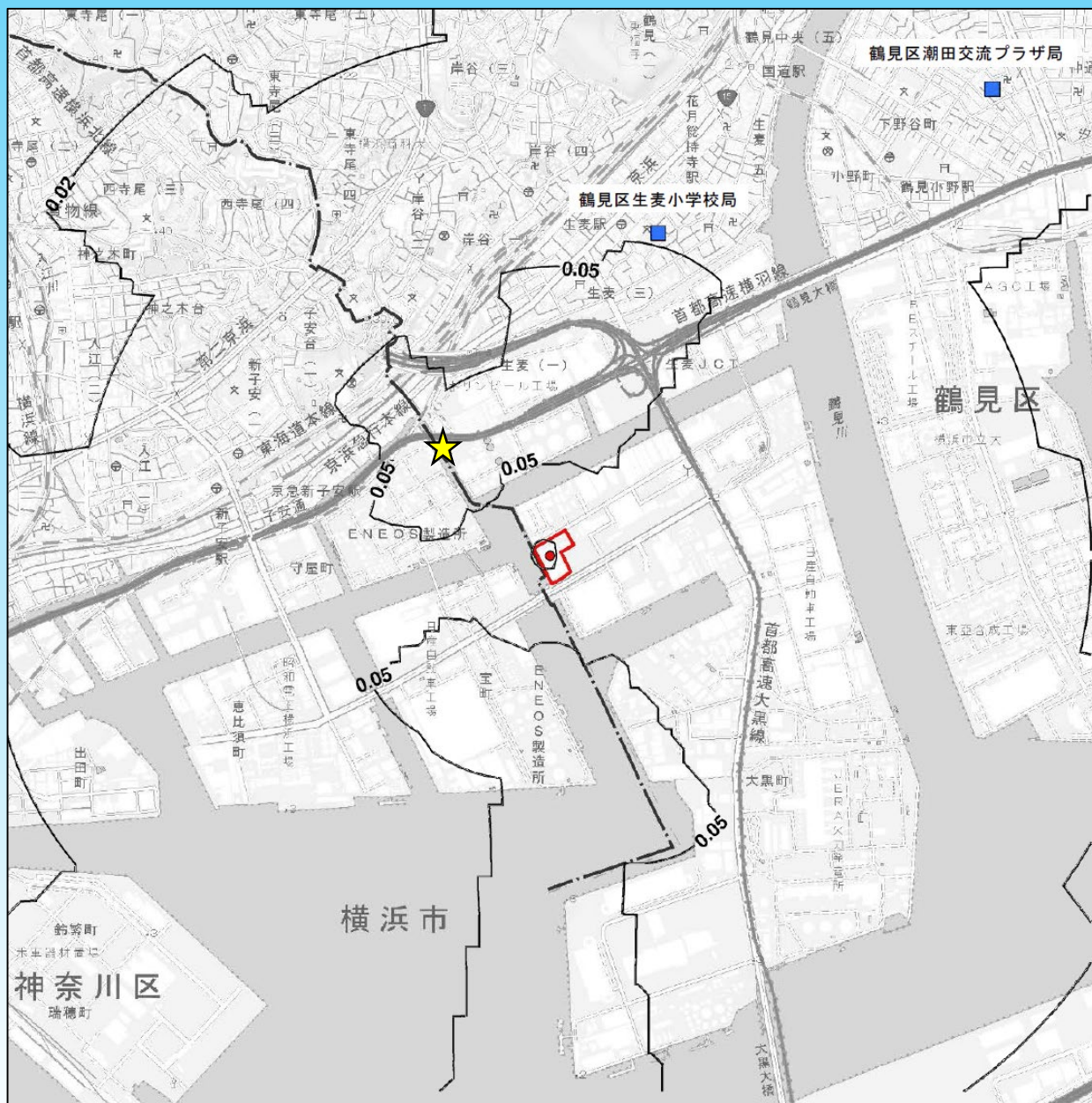
最大着地濃度地点の位置：  
排気筒の北西約500m

- 凡例
- 計画地
  - 区界
  - 排気筒位置
  - 一般環境大気測定局
  - ★ 最大着地濃度地点

(単位：ppb)



# 4-1-1 大気質長期濃度予測結果（二酸化窒素）

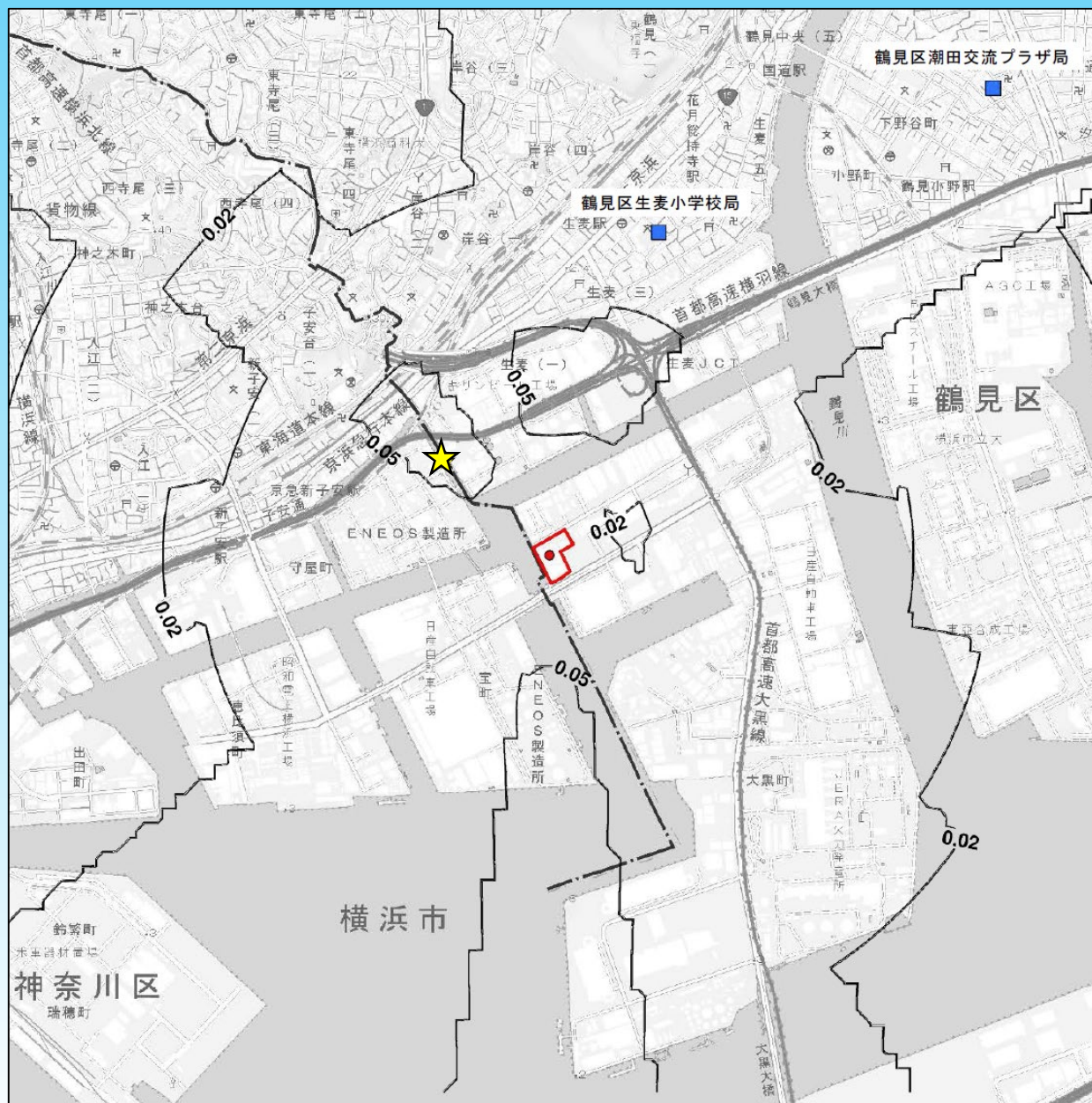


最大着地濃度地点の位置：  
排気筒の北西約550m

- 凡例
- 計画地
  - 区界
  - 排気筒位置
  - 一般環境大気測定局
  - ★ 最大着地濃度地点

(単位：ppb)

# 4-1 1 大気質長期濃度予測結果（浮遊粒子状物質）



最大着地濃度地点の位置：  
排気筒の北西約500m

- 凡例**
- 計画地
  - 区界
  - 排気筒位置
  - 一般環境大気測定局
  - ★ 最大着地濃度地点

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )



# 4-12 大気質長期濃度予測結果と評価

## 供用後の大気汚染物質濃度の評価結果（長期濃度）

予測対象物質	年平均値			日平均値 (2%除外値 又は 年間98%値)	生活環境の 保全上の目標  (環境基準値等)	評価
	最大着地濃度 A	バックグラウンド濃度 B	将来予測濃度 A+B	将来予測濃度		
二酸化硫黄 (ppm)	0.00021	0.003	0.00321	0.00748	0.04以下	○
二酸化窒素 (ppm)	0.00005	0.017	0.01705	0.03729	0.04～0.06の ゾーン内 又はそれ以下 (環境基準)	○
					0.04 (横浜市 環境目標値)	○
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.00007	0.019	0.01907	0.04718	0.10以下	○
ベンゼン (μg/m <sup>3</sup> )	0.00002	1.2	1.20002	—	3以下	○
トリクロロエチレン (μg/m <sup>3</sup> )	0.00012	1.0	1.00012	—	130以下	○
テトラクロロエチレン (μg/m <sup>3</sup> )	0.00012	0.18	0.18012	—	200以下	○
ジクロロメタン (μg/m <sup>3</sup> )	0.00012	1.8	1.80012	—	150以下	○
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.0024	0.017	0.0194	—	0.6以下	○
水銀 (ng/m <sup>3</sup> )	0.072	2.2	2.272	—	40以下	○

### 予測結果の評価

施設の供用に伴う大気質の長期濃度の予測結果は、全ての項目で生活環境の保全上の目標に適合する結果となりました。

## 4-13 大気質短期濃度予測結果と評価

### 供用後の大気汚染物質濃度の予測結果 短期濃度（1時間値）

予測対象物質	1時間値			生活環境の保全上の目標 (環境基準値等)	評価
	最大着地濃度 A	バックグラウンド濃度 B	将来予測濃度 A+B		
二酸化硫黄 (ppm)	0.003~0.0116	0.032	0.035~0.0436	0.1以下	○
二酸化窒素 (ppm)	0.0005~0.0023	0.123	0.1235~0.1253	0.1~0.2 (短期暴露の指針値)	○
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.0009~0.0037	0.101	0.1019~0.1047	0.20以下	○
塩化水素 (ppm)	0.0009~0.0037	0.0006	0.0015~0.0043	0.02 (目標環境濃度)	○

#### 予測結果の評価

施設の供用に伴う大気質の短期濃度の予測結果は、全ての項目で生活環境の保全上の目標に適合する結果となりました。

# 4-1-4 廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質予測結果と評価

## 廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質の予測結果

予測対象物質	年平均値				日平均値 (2%除外値 又は 年間98%値)	生活環境の 保全上の 目標  (環境基準値等)	評価
	一般交通による 濃度 A	廃棄物運搬車両 による寄与濃度 B	バックグラウンド 濃度 C	将来予測 濃度 A+B+C	将来予測 濃度		
二酸化窒素 (ppm)	0.00184	0.00002	0.017	0.01886	0.035	0.04~0.06の ゾーン内 又はそれ以下 (環境基準)	○
						0.04 (横浜市 環境目標値)	○
浮遊粒子状 物質(mg/m <sup>3</sup> )	0.000156	0.000002	0.019	0.019158	0.047	0.10 (環境基準)	○

### 予測結果の評価

廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質予測結果は、二酸化窒素の年間98%値、浮遊粒子状物質の年間2%除外値のいずれも生活環境の保全上の目標に適合する結果となりました。



## 4-15 環境保全対策（排気筒（煙突）排ガスの排出）

対策	環境保全対策の概要
大気質	<p><b>【施設の設置に関するもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大防法、横浜市生活の保全等に関する条例に定める排ガス規制の遵守並びに可能な限りの濃度低減。</li><li>・ 燃焼室の適切な温度管理。</li><li>・ 複合的な排ガス処理設備の採用。</li><li>・ 排ガス計による排ガス濃度、酸素濃度の常時監視。</li><li>・ 脱硫脱塩・脱硝に用いる薬剤供給量の適切な制御。</li></ul> <p><b>【運転・維持管理に関するもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 排ガス処理設備の性能を維持するための点検や整備を行い、環境への影響低減を図る。</li><li>・ 従業員への運転教育、熟練者による指導や育成を行い、安定した運転管理が行える組織体制も構築する。</li></ul>

### 影響の分析結果

#### (1) 影響の回避・低減に係る分析

施設の稼働に伴う大気質については、環境保全対策を実施することにより、事業者の実施可能な範囲で対象事業の影響が回避・低減されていると評価する。

#### (2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

施設の稼働に伴う大気質については、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと評価する。

## 4-15 環境保全対策（廃棄物運搬車両の走行）

対策	環境保全対策の概要
大気質	<p>【施設の設置に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限りの低公害車の導入。</li></ul> <p>【運転・維持管理に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限り首都高速道路を利用し住宅地付近の走行車両台数を低減。</li><li>・廃棄物運搬車両の適切な点検・整備の実施。</li><li>・過積載防止、制限速度の遵守、エコドライブの実施について関係者に教育・指導を実施。</li><li>・計画的な運行を指導し、走行車両を分散。</li><li>・日中の通勤・通学時間帯を避けた運搬の実施。</li></ul>

### 影響の分析結果

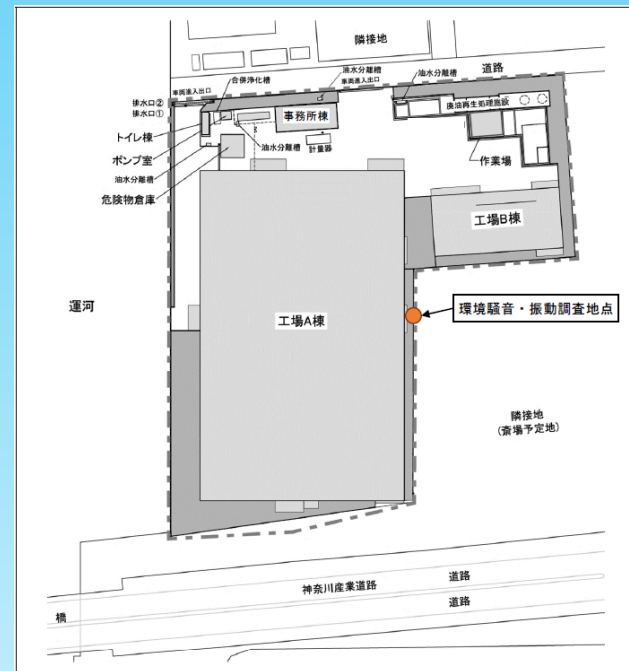
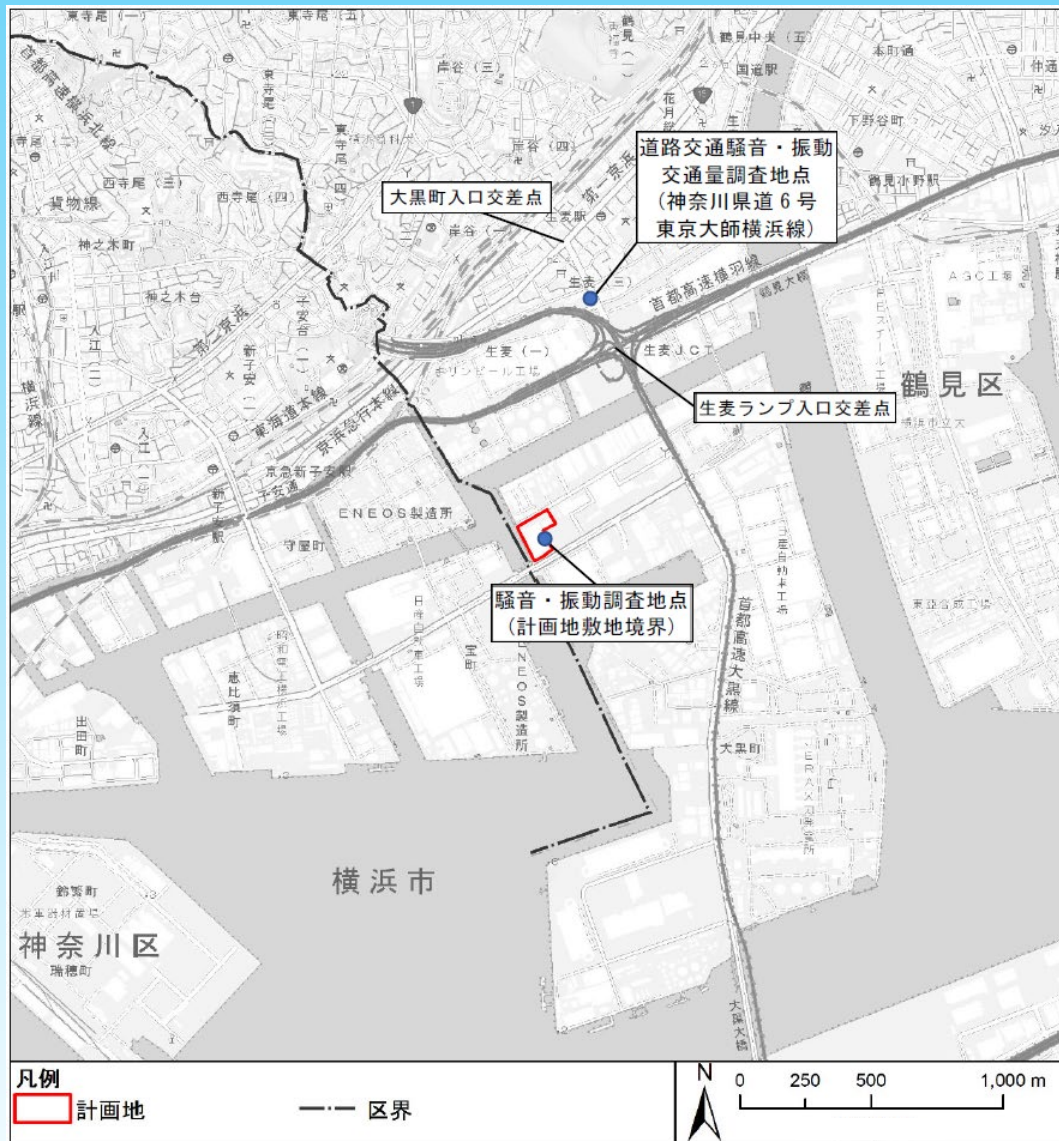
#### (1) 影響の回避・低減に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質については、環境保全対策を実施することにより、事業者の実施可能な範囲で対象事業の影響が回避・低減されていると評価する。

#### (2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質については、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと評価する。

# 4-16 騒音・振動調査対象地域と現地調査地点



凡例

計画地

- - - 区界

国土地理院 電子地形図25000を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

# 4-1-7 騒音現況調査結果と環境基準、規制基準との比較

## 事業計画地の騒音現地調査結果（等価騒音レベル）

単位：デシベル

調査地点	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )		用途地域	地域の類型	環境基準	
	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)			昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
事業計画地 敷地境界	53	52	工業専用 地域	—	—	—

注1：時間区分別平均値において、等価騒音レベルはエネルギー平均を示す。  
 注2：工業専用地域は環境基準の適用を受けない。  
 注3：環境基準の時間区分は、昼間（6～22時）、夜間（22～6時）である。

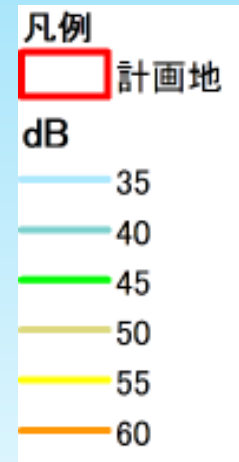
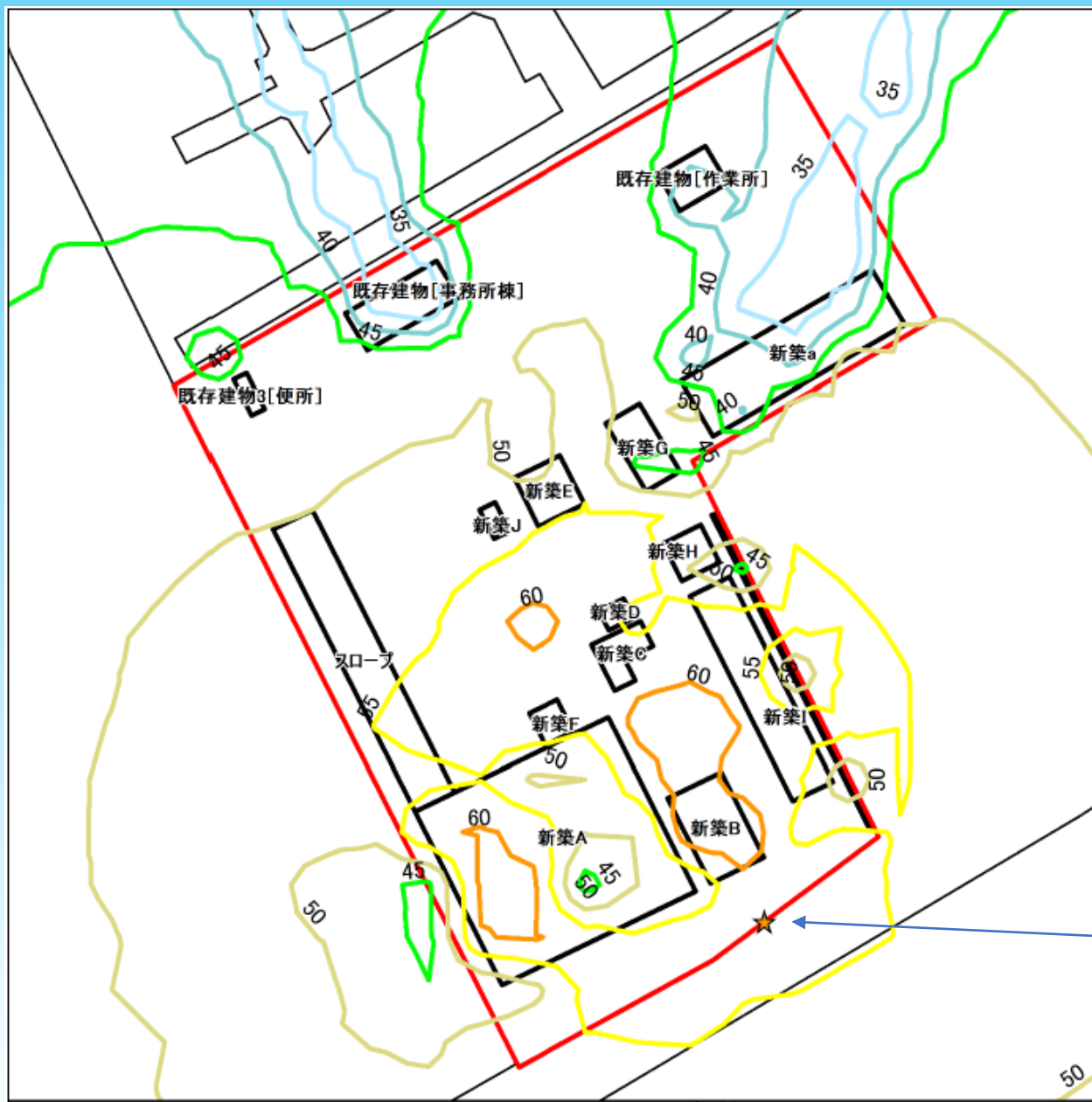
## 事業計画地の騒音現地調査結果（時間率騒音レベル）

単位：デシベル

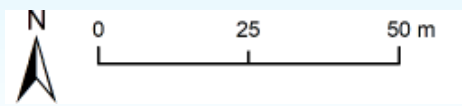
調査地点	時間率 騒音 レベル	時間区分				用途地域	区域の区分	規制基準 (上：騒音規制法 下：横浜市条例)			
		朝	昼間	夕	夜間			朝	昼間	夕	夜間
事業計画地 敷地境界	L <sub>5</sub>	55	54	54	53	工業専用地域	—	—	—	—	
	L <sub>50</sub>	54	52	52	51		工業専用地域	75	75	75	65
	L <sub>95</sub>	52	51	50	50						

注1：時間区分別平均値において、時間率騒音レベルは算術平均を示す。  
 注2：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は、工業専用地域には適用されない。  
 注3：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準及び横浜市生活環境の保全等に関する条例の時間区分は、朝（6～8時）、昼間（8～18時）、夕（18～23時）、夜間（23～6時）である。

# 4-18 施設騒音予測結果



★ 敷地境界上の騒音レベル最大地点





## 4-19 施設騒音予測結果と評価

### 施設稼働時の敷地境界最大騒音レベル予測結果

単位：デシベル

予測地点	時間区分	現況値	予測値 (寄与分)	将来予測値	生活環境の 保全上の目標 (横浜市規制基準)	評価
		A	B	A+B		
事業計画地 敷地境界 (最大地点)	朝(6~8時)	55	57	59	75	○
	昼間(8~18時)	54	57	59	75	○
	夕(18~23時)	54	57	59	75	○
	夜間(23~6時)	53	57	58	65	○

注：予測結果のうち予測値（寄与分）は定常音（ $L_A$ ）に相当し、現況値（実測値）（ $L_{A5}$ ）との合成は理論上できないが、参考としてエネルギー合成した値を将来予測値として示した。

#### 予測結果の評価

施設の稼働に伴う敷地境界における最大騒音レベルの予測結果は、全ての時間帯で、生活環境の保全上の目標に適合する結果となりました。

# 4-20 道路交通騒音現況調査結果と環境基準、要請限度との比較

## 道路交通騒音現地調査結果（等価騒音レベル）

単位：デシベル

調査地点	測定値		用途地域	車線数	環境基準の地域の類型 要請限度の区域の区分	環境基準（上）／ 要請限度（下）	
	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)				昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
鶴見区生麦三丁目 (神奈川県道6号 東京大師横浜線)	69	67	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	4	幹線交通を担う道路に 近接する空間	70	65
					c区域のうち車線を有す る道路に面する区域	75	70

注1：時間区分別平均値において、等価騒音レベルはエネルギー平均を示す。

注2：c区域は、都市計画法に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域を示す。

## 4-2-1 道路交通騒音予測・評価結果

### 廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通騒音 予測結果・評価

単位：デシベル

予測地点	現況実測値 ( $L_{Aeq}$ )	騒音レベル $L_{Aeq}$ の予測結果						環境基準	要請限度
		現況計算値 (一般車両)	将来計算値 (一般車両)	将来計算値 (一般+運搬車両)	補正後将来計算値 (一般車両) ①	補正後将来計算値 (一般+運搬車両) ②	増加分 ②-①		
鶴見区 生麦 三丁目	69 (68.6)	74 (73.8)	74 (73.8)	74 (73.9)	69 (68.6)	69 (68.7)	0 (0.1)	70	75

予測地点	昼夜区分	現況の騒音レベル	現況車両台数と将来の車両台数の予測結果の差	将来の騒音レベル	生活環境の保全上の目標	評価
鶴見区生麦三丁目 (神奈川県道6号 東京大師横浜線)	昼間	69 (68.6)	0 (0.1)	69 (68.7)	70dB以下 (環境基準)	○
					75dB以下 (要請限度)	○

#### 予測結果の評価

廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、生活環境の保全上の目標である環境基準と要請限度に適合する結果となりました。

## 4-2-2 環境保全対策（施設の稼働）

対策	環境保全対策の概要
騒音	<p>【施設の設置に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 蒸気タービン、復水ファン、送風機、ポンプ等の防音対策の実施。</li><li>・ 蒸気タービン、誘引送風機、空気圧縮機を建屋内に設置。</li></ul> <p>【運転・維持管理に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日常及び定期の点検・整備の実施により、設備の適切な維持及び安全を確認。</li></ul>

### 影響の分析結果

#### (1) 影響の回避・低減に係る分析

施設の稼働に伴う騒音については、環境保全対策を実施することにより、事業者の実施可能な範囲で対象事業の影響が回避・低減されていると評価する。

#### (2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

施設の稼働に伴う騒音については、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと評価する。

## 4-2-2 環境保全対策（廃棄物運搬車両の走行）

対策	環境保全対策の概要
騒音	<p>【施設の設置に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限りの低公害車の導入。</li></ul> <p>【運転・維持管理に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限り首都高速道路を利用し住宅地付近の走行車両台数を低減。</li><li>・廃棄物運搬車両の適切な点検・整備の実施。</li><li>・過積載防止、制限速度の遵守、エコドライブの実施について関係者に教育・指導を実施。</li><li>・計画的な運行を指導し、走行車両を分散。</li><li>・日中の通勤・通学時間帯を避けた運搬の実施。</li></ul>

### 影響の分析結果

#### (1) 影響の回避・低減に係る分析

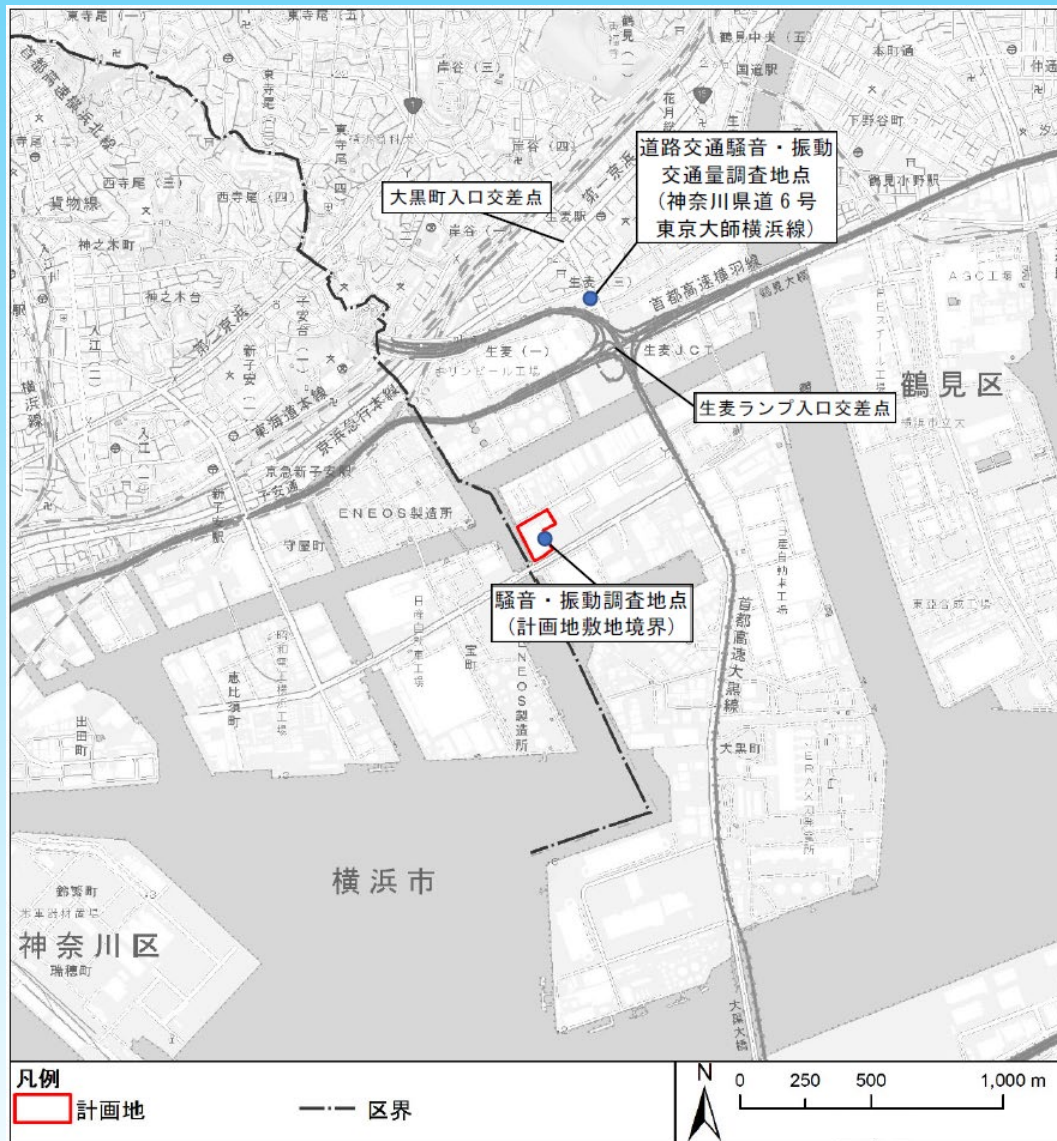
廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音については、環境保全対策を実施することにより、事業者の実施可能な範囲で対象事業の影響が回避・低減されていると評価する。

#### (2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音については、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと評価する。



# 4-23 騒音・振動調査対象地域と現地調査地点



- 凡例**
- 計画地
  - - - 区界

国土地理院 電子地形図25000を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

# 4-2-4 振動現況調査と環境基準、規制基準との比較

## 事業計画地の振動現地調査結果

単位：デシベル

調査地点	時間率 振動レベル	時間区分		用途地域	区域の区分	規制基準 (上：振動規制法 下：横浜市条例)	
		昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)			昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)
事業計画地 敷地境界	L <sub>10</sub>	39	35	工業専用地域	—	—	—
	L <sub>50</sub>	32	27		工業専用地域	70	65
	L <sub>90</sub>	28	24				

注1：時間区分別平均値において、時間率振動レベルは算術平均を示す。

注2：振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準は、工業専用地域には適用されない。

注3：振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準及び横浜市生活環境の保全等に関する条例の時間区分は、昼間（8～19時）、夜間（19～8時）である。

# 4-25 施設振動予測結果



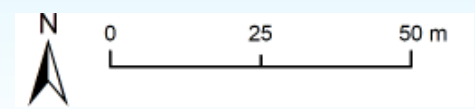
凡例

計画地

dB

- 45
- 50
- 55
- 60
- 65
- 70
- 75

★ 敷地境界上の振動レベル最大地点



## 4-26 施設振動予測結果

### 施設の稼働に伴う振動の予測結果と評価

単位：デシベル

予測地点	時間区分	現況値	予測値(寄与分)	将来予測値	生活環境の 保全上の目標 (横浜市規制基準)	評価
		A	B	A+B		
事業計画地 敷地境界 (最大地点)	昼間(8~19時)	39	65 (64.631)	65 (64.643)	70	○
	夜間(19~8時)	35	65 (64.631)	65 (64.636)	65	○

注：予測結果のうち予測値（寄与分）は定常振動に相当し、現況値（ $L_{10}$ ）との合成は理論上できないが、参考としてエネルギー合成した値を将来予測値として示した。

#### 予測結果の評価

施設の稼働に伴う敷地境界における振動レベルの予測結果は、全ての時間帯で、生活環境の保全上の目標に適合する結果となりました。

## 4-27 道路交通振動現況調査結果と要請限度との比較

### 道路交通振動現地調査結果

単位：デシベル

調査地点	時間率 振動 レベル	測定値		用途地域	要請限度の 区域の区分	要請限度	
		昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)			昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)
鶴見区生麦三丁目 (神奈川県道6号 東京大師横浜線)	L <sub>10</sub>	48	49	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第2種区域	70	65
	L <sub>50</sub>	41	39				
	L <sub>90</sub>	37	36				

注1：時間率振動レベルは、各時間帯の最大値を示す。

注2：第2種区域は、都市計画法に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域を示す。



# 4-28 道路交通振動予測・評価結果

## 廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通振動予測結果

単位：デシベル

予測地点	時間帯	現況 実測値 (L <sub>10</sub> )	振動レベルL <sub>10</sub> の予測結果					増加分 ②-①	要請 限度
			現況 計算値 (一般車両)	将来 計算値 (一般車両)	将来 計算値 (一般+運搬車両)	補正後 将来 計算値 (一般車両) ①	補正後 将来 計算値 (一般+運搬車両) ②		
鶴見区 生麦 三丁目	10～11時	48 (48.0)	52 (52.3)	52 (52.3)	52 (52.4)	48 (48.0)	48 (48.1)	0 (0.1)	70
鶴見区 生麦 三丁目	7～8時	46 (45.9)	53 (52.8)	53 (52.8)	53 (52.9)	46 (45.9)	46 (46.0)	0 (0.1)	65

## 廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通振動評価結果

単位：デシベル

予測地点	昼夜区分 (時刻)	現況の 振動レベル	現況車両台数と 将来の車両台数の 予測結果の差	将来の 振動レベル	生活環境の 保全上の 目標	評価
		A	B	A+B	(要請限度)	
鶴見区生麦三丁目 (神奈川県道6号 東京大師横浜線)	昼間 (10～11時)	48 (48.0)	0 (0.1)	48 (48.1)	70dB以下	○
	夜間 (7～8時)	46 (45.9)	0 (0.1)	46 (46.0)	65dB以下	○

### 予測結果の評価

廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、生活環境の保全上の目標である要請限度に適合する結果となりました。

## 4-29 環境保全対策（施設の稼働）

対策	環境保全対策の概要
振動	<p>【施設の設置に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 低振動型機器を採用し、振動の著しい設備機器は、堅牢な基礎構造にする。</li><li>・ 主要な振動発生機器は必要に応じて防振ゴム等を用いて防振対策を講じる。</li></ul> <p>【運転・維持管理に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日常及び定期の点検・整備の実施により、設備の適切な維持及び安全を確認。</li></ul>

### 影響の分析結果

#### (1) 影響の回避・低減に係る分析

施設の稼働に伴う振動については、環境保全対策を実施することにより、事業者の実施可能な範囲で対象事業の影響が回避・低減されていると評価する。

#### (2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

施設の稼働に伴う振動については、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと評価する。

## 4-29 環境保全対策（廃棄物運搬車両の走行）

対策	環境保全対策の概要
振動	<p>【施設の設置に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限りの低公害車の導入。</li></ul> <p>【運転・維持管理に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限り首都高速道路を利用し住宅地付近の走行車両台数を低減。</li><li>・廃棄物運搬車両の適切な点検・整備の実施。</li><li>・過積載防止、制限速度の遵守、エコドライブの実施について関係者に教育・指導を実施。</li><li>・計画的な運行を指導し、走行車両を分散。</li><li>・日中の通勤・通学時間帯を避けた運搬の実施。</li></ul>

### 影響の分析結果

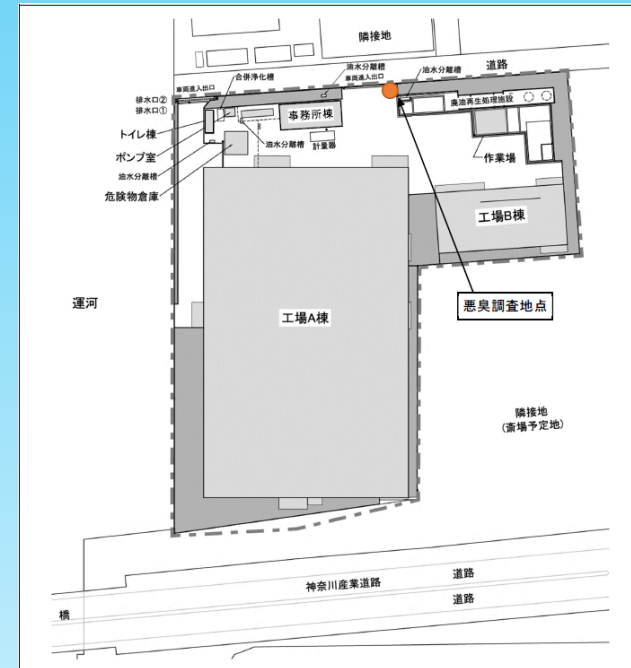
#### (1) 影響の回避・低減に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う振動については、環境保全対策を実施することにより、事業者の実施可能な範囲で対象事業の影響が回避・低減されていると評価する。

#### (2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

廃棄物運搬車両の走行に伴う振動については、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと評価する。

# 4-30 悪臭調査対象地域と現地調査地点



- 凡例
- 計画地
  - 区界

国土地理院 電子地形図25000を使用し、計画地等の情報を加筆して作成

## 4-3 1 悪臭予測結果

### 施設稼働時の排気筒（煙突）排ガスの排出に伴う悪臭の予測結果

予測地点	臭気濃度	臭気指数	出現地点	生活環境の保全上の目標 (横浜市条例に基づく規制基準)	評価
最大着地 濃度地点	10未満 (2.66)	15未満 (4.25)	排気筒から 約0.4km	15 (臭気指数)	○

### 施設からの漏洩に伴う悪臭の予測結果

アサヒプリテック社の所有する北九州市門司区内の既存の類似施設の敷地境界での悪臭測定結果は、風下、風上ともほとんど変化なく、いずれも規制基準を満足していること、今回計画の焼却施設における悪臭対策は、既存類似施設と同等の対策（後述）を実施することから、施設稼働後の悪臭の影響はほとんどなく、現況調査結果と同等と予測されます。

#### 予測結果の評価

施設稼働時の排気筒（煙突）排ガスの排出に伴う悪臭の予測結果は、生活環境の保全上の目標である横浜市条例に基づく規制基準に適合する結果となりました。

また、施設からの漏洩に伴う悪臭の予測結果は、現況調査結果と同等であり、影響はほとんどないと予測されました。



## 4-3 2 環境保全対策（排気筒（煙突）排ガスの排出）

対策	環境保全対策の概要
悪臭	<p>【施設の設置に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 悪臭成分は、燃焼室にて高温で完全に燃焼分解させ、排ガス処理設備にて適正に処理した後排出。</li><li>・ 燃焼室の適切な温度管理。</li><li>・ 複合的な排ガス処理設備の採用。</li><li>・ 排ガス計による排ガス濃度、酸素濃度の常時監視。</li><li>・ 脱硫脱塩・脱硝に用いる薬剤供給量の適切な制御。</li></ul> <p>【運転・維持管理に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 悪臭成分は、燃焼室にて高温で完全に燃焼分解させ、排ガス処理設備にて適正に処理した後排出する。</li><li>・ 焼却する廃棄物の事前情報の入手、成分や発熱量の確認を行い、焼却施設や排ガス処理設備の性能に応じた偏りのない投入管理を行う。</li><li>・ 排ガス処理設備の定期的なメンテナンス、稼働機器や計器類の点検、維持管理を行う。</li><li>・ 排ガス処理設備の性能維持や計測装置による常時監視を行い、大気汚染物質の排出低減を図る。</li></ul>

### 影響の分析結果

#### (1) 影響の回避・低減に係る分析

施設稼働時の排気筒（煙突）排ガスの排出に伴う悪臭については、環境保全対策を実施することにより、事業者の実施可能な範囲で対象事業の影響が回避・低減されていると評価する。

#### (2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

施設稼働時の排気筒（煙突）排ガスの排出に伴う悪臭については、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと評価する。

## 4-3 2 環境保全対策（施設からの悪臭の漏洩）

対策	環境保全対策の概要
悪臭	<p>【施設の設置に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物ピットの入口にシャッターを設け、廃棄物ピット周辺の空気は、焼却施設の燃焼室に吸引し、高温焼却することで無害化する。</li><li>・ 屋外に保管する廃棄物は、密閉式の容器に収めて保管する。</li><li>・ 感染性廃棄物については、基本的に搬入後に即日処理するが、保管が必要な場合は、保冷設備内に保管する。</li></ul> <p>【運転・維持管理に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の点検・整備により、性能維持を行い、環境への影響低減を図る。</li></ul>

### 影響の分析結果

#### (1) 影響の回避・低減に係る分析

施設からの悪臭の漏洩については、環境保全対策を実施することにより、事業者の実施可能な範囲で対象事業の影響が回避・低減されていると評価する。

#### (2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

施設からの悪臭の漏洩については、生活環境の保全上の目標との整合は図られているものと評価する。

## 4-3-3 総合的な評価

選定した生活環境影響調査項目（大気質、騒音、振動、悪臭）の各項目を総合的に評価した結果、環境保全措置を講じることで、事業者が実行可能な範囲内で環境影響は回避又は低減しており、基準又は目標との整合も図られていると判断する。

ご清聴ありがとうございました。

## 横浜市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 30 日 資産第 2 9 1 4 号 (局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

### (目的)

第 2 条 委員会は、市長が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号。）第 4 条の 3 及び規則第 12 条の 3 に定める事項について、廃棄物処理施設に係る設置等に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かの科学的な判断をするための意見を聴取することを目的とする。

### (構成)

第 3 条 委員会の委員は 10 人以内とする。

2 委員は、前条に定める事項について専門的知識を有し、当該事項について科学的見地から判断できる者を選任するものとする。

### (対象となる廃棄物処理施設の種類)

第 4 条 専門的知識を有する者への意見聴取の対象となる廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令 300 号。以下令という。）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場並びに令 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び 11 号の 2 から第 14 号に規定する産業廃棄物処理施設とする。



(会議)

第5条 委員会の会議は、資源循環局長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、資源循環局一般廃棄物対策課及び産業廃棄物対策課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。